

第二次美祢市総合計画

基本構想

(素案)

令和元年 5 月

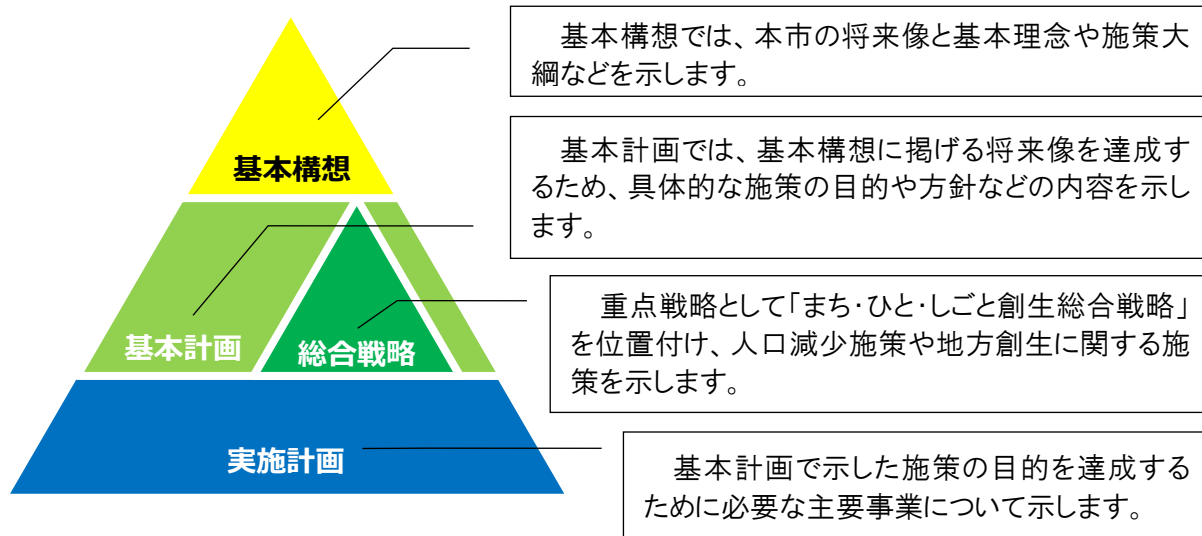
美祢市

第2章 基本構想

1. 計画の構成と期間

(1) 計画の構成

総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「総合戦略」、「実施計画」で構成されます。

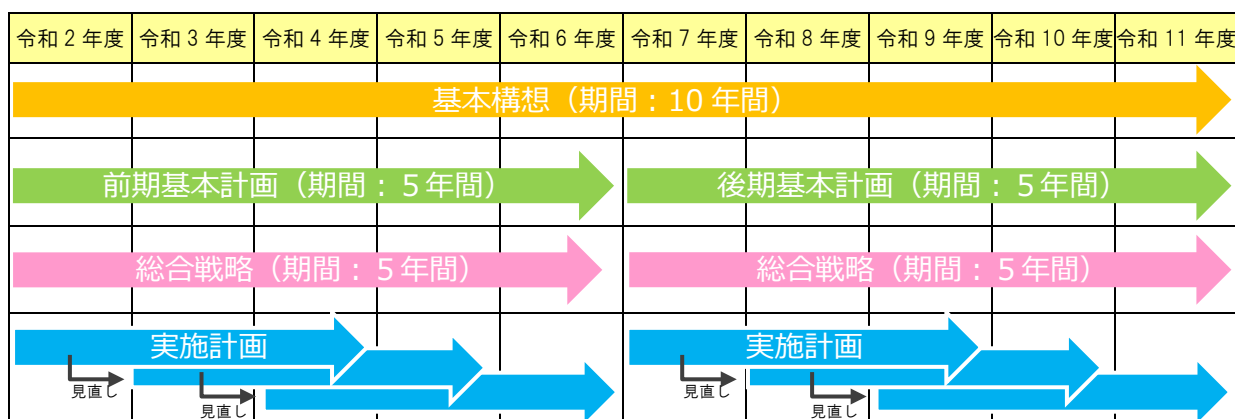


(2) 計画の期間

計画期間は、以下に示すように、基本構想は令和2年度(2020年度)から令和11年度(2029年度)の10年間、基本計画は前期計画が令和2年度(2020年度)から令和6年度(2024年度)の5年間、後期計画が令和7年度(2025年度)から令和11年度(2029年度)の5年間とします。

また、重点戦略として位置付けられている「まち・ひと・しごと創生総合戦略」も5年を計画期間とします。

実施計画は3か年計画としますが、毎年見直しを行うローリング方式とします。



2. 新しいまちの目標

新しいまちの目標の将来像、基本理念を
2案提示しています。(別紙資料3参照)

(1) 将来像

大地にいきる喜び 魅力かがやく創造のまち

私たちのまちには秋吉台・大嶺炭田・長登銅山など、何億年もの時を重ねた誇れる大地があります。

また、この大地は歴史としての価値だけでなく、土地の恵みや産業振興、文化創造など、私たちの暮らしを支える基礎ともなっています。こうして刻まれてきた歴史と文化の魅力は、市外・県外の人々をもつないでおり、現在に至るまでこの豊かな大地の上で人々の営みや交流が続いています。

人生 100 年時代を迎えるにあたって、今後も地域が持続可能な活力を持ち、そこで暮らす人々が笑顔で暮らし続けるためには、これまでに培ってきた歴史や先人の知恵を踏まえつつ、美祢市だけが持つ新たな価値・魅力を創造していくことが求められます。

美祢市が持つ豊かな誇るべき大地で、だれもがいきいきと暮らし、この大地に暮らし活動するよろこびに満ちあふれ、自然、産業、観光、教育、文化、生活環境、地域活動など、様々な分野でほかの地域にはない美祢市らしい魅力が輝いている創造のまちの実現を目指していきます。

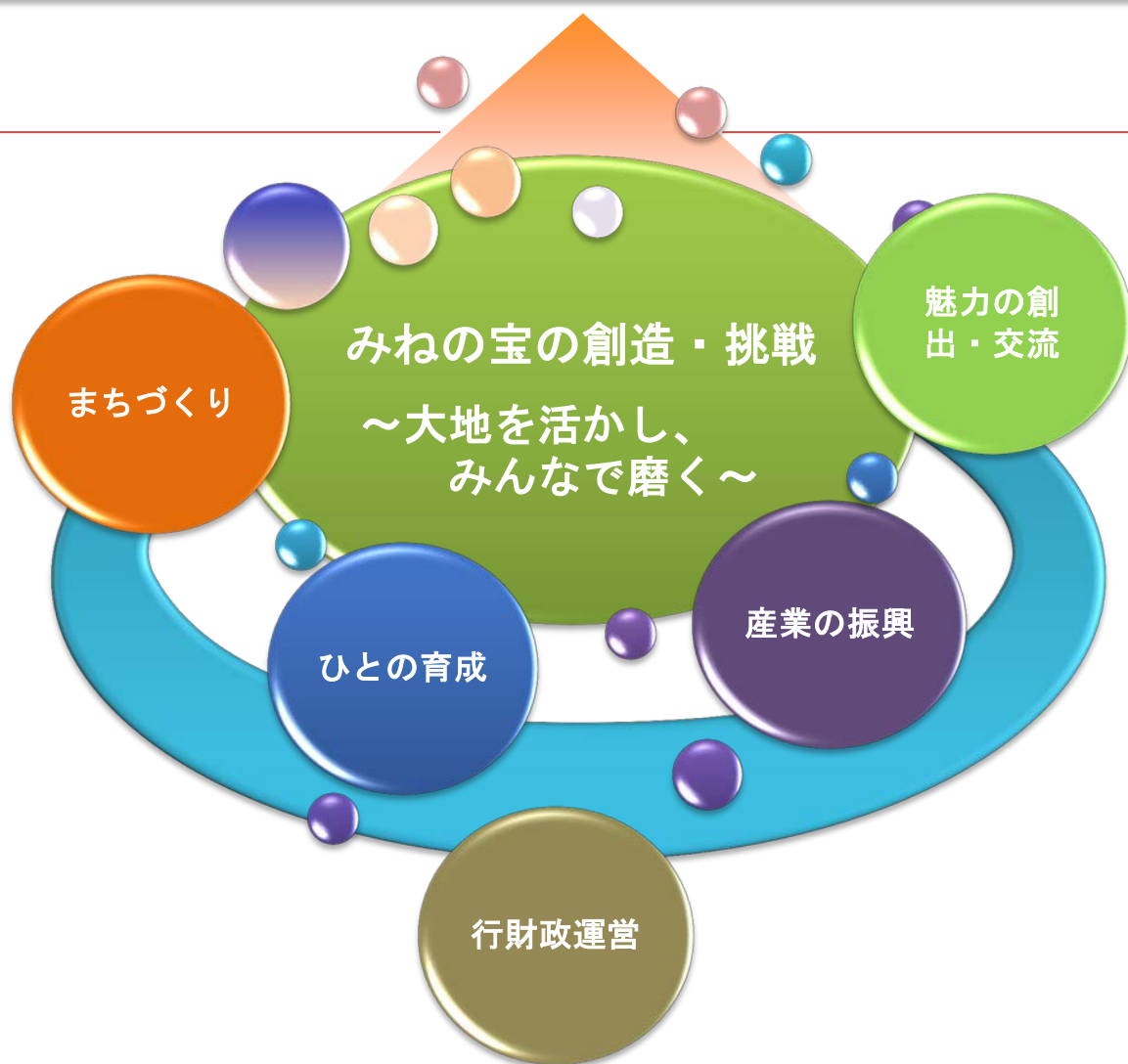
そのため、将来像を「大地にいきる喜び 魅力かがやく創造のまち」とします。

(2) 基本理念

みねの宝の創造・挑戦 ～大地を活かし、みんなで磨く～

加速度的な人口減少と少子高齢化が進み、地域の存続が危ぶまれる中で、美祢市が目指す将来像を実現させるためには、みねの宝を市民をはじめ、このまちを訪れる人みなで創りあげていかなければなりません。歴史とともに受け継いできた誇るべき大地や自然と産業、文化、ひとなどのみねの宝を育て、この大地を活かし、更に輝くものへと磨きあげ、次世代に引き継いでいく必要があります。この大地に共に生き、共に暮らす一人ひとりが、共にみねの宝を創り出し、魅力かがやくまちを描いていけるよう、基本理念を「みねの宝の創造・挑戦～大地を活かし、みんなで磨く～」と定め、様々な取組に挑戦していきます。

大地にいきる喜び 魅力かがやく創造のまち



計画の主眼・目的

人口減少社会の克服・持続可能なまちづくり

(3) 基本目標

将来像を実現するため、基本理念に基づき、まちづくりの目標として5つの基本目標を設定します。

- ① 安全・安心な「まちづくり」
- ② 「魅力の創出・交流」の拡大
- ③ 強みを活かした「産業の振興」
- ④ 市の宝となる「ひとの育成」
- ⑤ 「行財政運営」の強化

基本目標1：安全・安心な「まちづくり」

今後、医療・福祉・介護の需要が大きくなるものと見込まれる中、社会保障制度の安定した運営を図るため、市民一人ひとりが自らの健康に関心を持って取り組む健康づくりを推進しつつ、求められる医療の体制構築を図ります。

高齢者や障害者などの支援が必要な人が安心して暮らせる「地域共生社会」の実現に向けて、医療・福祉だけでなく、各分野が連携した地域における包括的なケアシステムを推進します。

人口減少時代に対応し、コンパクトで住みよい環境整備を通じて、生活インフラ対策、環境対策などに率先して取り組み、定住と移住促進など、誰もが快適に暮らせるまちづくりを進めます。また、防災・減災の対策を充実し、災害に強く、安全で快適に過ごせる都市の基盤づくりを進めます

暮らしの安全確保、地域公共交通の充実を図り、利便性の確保と都市拠点機能の集約によるにぎわいを創出し、拠点ネットワークが支える計画的なまちづくりを推進します。

【基本方針】

1. 健康の維持と福祉・医療サービスの充実
2. 誰もが快適に暮らせるまちづくり
3. 安全なネットワークによる都市基盤づくり

基本目標 2 : 「魅力の創出・交流」の拡大

秋吉台・秋芳洞をはじめとした本市の強みである観光資源を更に市民の誇りとするため、新たな活用や地域と一体となった取組によりその魅力を最大限に高め、県内外・都市圏等への発信を強化することで、魅力の創出と交流人口・関係人口の拡大を目指します。

市民によるおもてなしに磨きをかけ、観光を中心とした産業の育成により発信力を高めます。さらには、本市が誇る自然・文化財の保全と活用を図り、交流によるひとの関係づくりを促進させます。

【基本方針】

1. 観光の振興と魅力の創出
2. 交流・関係の拡大と発信の強化
3. 自然・文化の保護と活用

基本目標 3 : 強みを活かした「産業の振興」

第一次産業や第六次産業など各産業を戦略的に推し進め、若者や女性が活躍する活力ある産業を創出し、新たな雇用や新規参入などを促進します。

農林水産業では、資源を有効に活用し、生産力の強化を図るとともに、担い手・後継者の育成に努めます。

商工業では、地域ブランドの振興を図るほか、地場産業の育成や付加価値の向上など、地域内連携を図り一体的な取組を推進します。

また、豊かな水資源や立地条件、有効的な土地の利活用をPRし、企業誘致や起業の促進などに取り組みます。

【基本方針】

1. 特色を打ち出した農林水産業の振興
2. 商工業の振興と企業誘致の促進
3. 魅力産業の振興と地域内経済の活性化

基本目標４：市の宝となる「ひとの育成」

子育て世代に対し、少子化対策を重点に、本市で子どもを産み育てるための総合的な環境整備を行います。

次世代を育む教育環境の充実を図るため、多様な学びの手法・機会を創出し、求められる人材像への育成を行うほか、地域や大学との連携によるふるさと学習など、本市への誇りを醸成します。

芸術・歴史・文化の振興による学びの場やスポーツ活動に触れられるよう、地域の担い手の育成と生涯学習を推進します。

また、外国人観光客や海外からの労働力の受け入れが増加していく中、多文化と触れ合い、共生する時代となることから、多様な価値観を認め合い、ともに手を取り合える社会の実現を目指します。

【基本方針】

1. 健やかに子どもを産み育てられる環境づくり
2. 生きる力を高め、将来を担う人づくり
3. 生涯にわたり、豊かなつながりを育む地域づくり
4. 互いに認め支え合えるまちづくり

基本目標５：「行財政運営」の強化

安定した行財政運営と持続可能なまちづくり、市民サービスの一層の確保に向けて積極的な行政改革を推進します。特に、民間活力の活用や地域力の向上により、行政だけで全てを担う時代から産・学・官・民の協働による運営を行う時代への転換を進めます。

そのため、人材育成と弾力的な機構改革、情報通信技術の活用により行政サービスの進化を図ります。さらには、市民、民間などの多様な主体が参画し協働のまちづくりを進めるため、まちの現状、課題、取組を積極的に広報し、情報発信に努めます。

【基本方針】

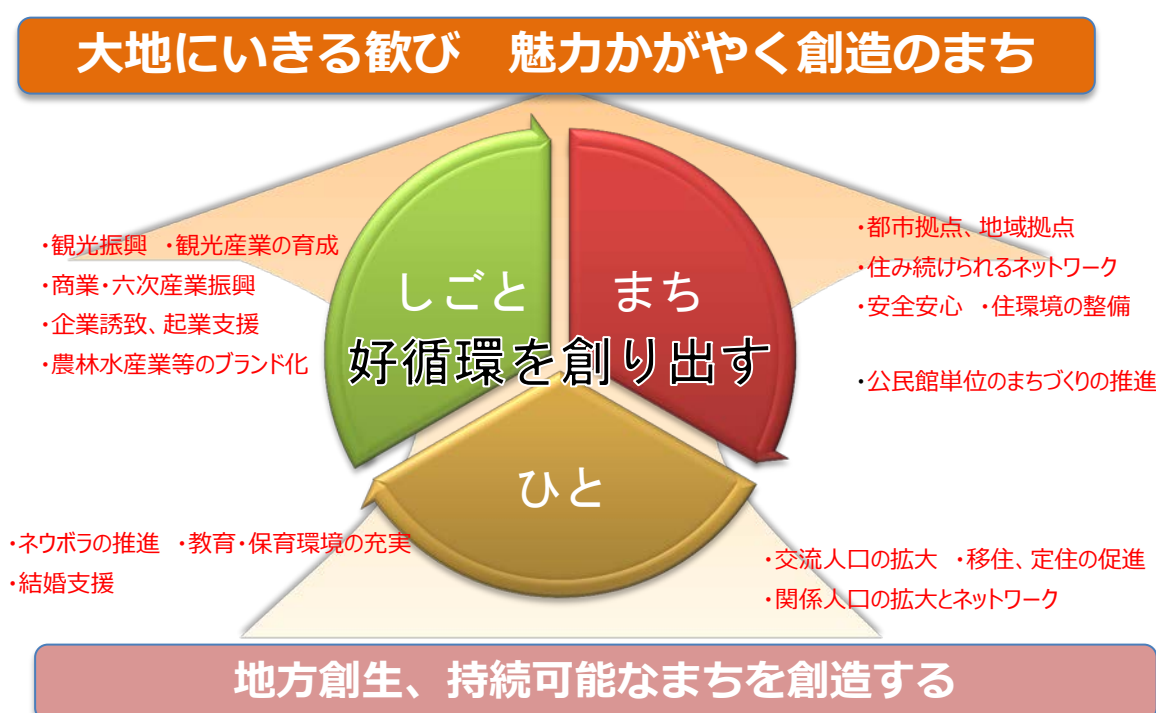
1. 効率的・効果的な行財政運営
2. 市民が主体の協働のまちづくり
3. 市内外への情報発信

(4) 重点戦略

総合計画の将来像を実現するため、また、人口の減少に歯止めをかけ、持続可能な地域づくりを積極的に実践するため、本市の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を推し進めます。

まち・ひと・しごと創生総合戦略では、特に若い世代の就労・結婚・子育ての希望を実現すること、美祢市への定住と交流に関すること、地域の特性を活かして地域課題の解決に結びつけることに重点を置き、「まち」「ひと」「しごと」の創生と好循環を確立するものです。

まちの 創生	地域の絆の中で人々が心豊かに生活できる安全・安心な環境の確保に向けた取組を支援するとともに、集約型都市構造の構築と交通ネットワークを形成します。防災、医療・介護・福祉などの地域生活を支えるサービスの確保や地域コミュニティの維持・再生、ＩＣＴ技術を活用したまちづくりなど、住み続けたいまちづくりに向け、多様なネットワークのつながりによる利便性の高い拠点づくりを進めます。
ひとの 創生	美祢市の魅力を最大限に高め、情報発信を強化することで交流と関係の構築を強化します。地域内外の有用な人材を積極的に確保・育成し、本市への移住・定着を促進するための仕組みを整備します。また、安心して子供を産み育てられるよう、結婚から妊娠・出産・子育て・教育まで、切れ目のない支援を実現します。
しごとの 創生	農林水産業や六次産業の活性化を図り、より付加価値の高い地域産業を生み出す基盤整備とともに、若者の就労支援、女性や高齢者が安心して活躍できる環境整備に取り組みます。また、地場産業の育成、起業・企業誘致の促進、ＩＣＴの利活用による新たな働く場の確保など、美祢市の観光と一体となった魅力産業の育成を行います。



(5) 施策大綱

将来像

大地いきる歓び

魅力かがやく創造のまち

基本理念

みねの宝の創造・挑戦

く大地を活かし、みんなで磨く

基本目標

安全・安心な「まちづくり」

□基本方針

- 1：健康の維持と福祉・医療サービスの充実
- 2：誰もが快適に暮らせるまちづくり
- 3：安全なネットワークによる都市基盤づくり

「魅力の創出・交流」の拡大

□基本方針

- 1：観光の振興と魅力の創出
- 2：交流・関係の拡大と発信の強化
- 3：自然・文化の保護と活用

強みを活かした「産業の振興」

□基本方針

- 1：特色を打ち出した農林水産業の振興
- 2：商工業の振興と企業誘致の促進
- 3：魅力産業の振興と地域内経済の活性化

市の宝となる「ひとの育成」

□基本方針

- 1：健やかに子どもを産み育てられる環境づくり
- 2：生きる力を高め、将来を担う人づくり
- 3：生涯にわたり、豊かなつながりを育む地域づくり
- 4：互いに認め支え合うまちづくり

「行財政運営」の強化

□基本方針

- 1：効率的・効果的な行財政運営
- 2：市民が主体の協働のまちづくり
- 3：市内外への情報発信

重点戦略

「まち」の創生

「ひと」の創生

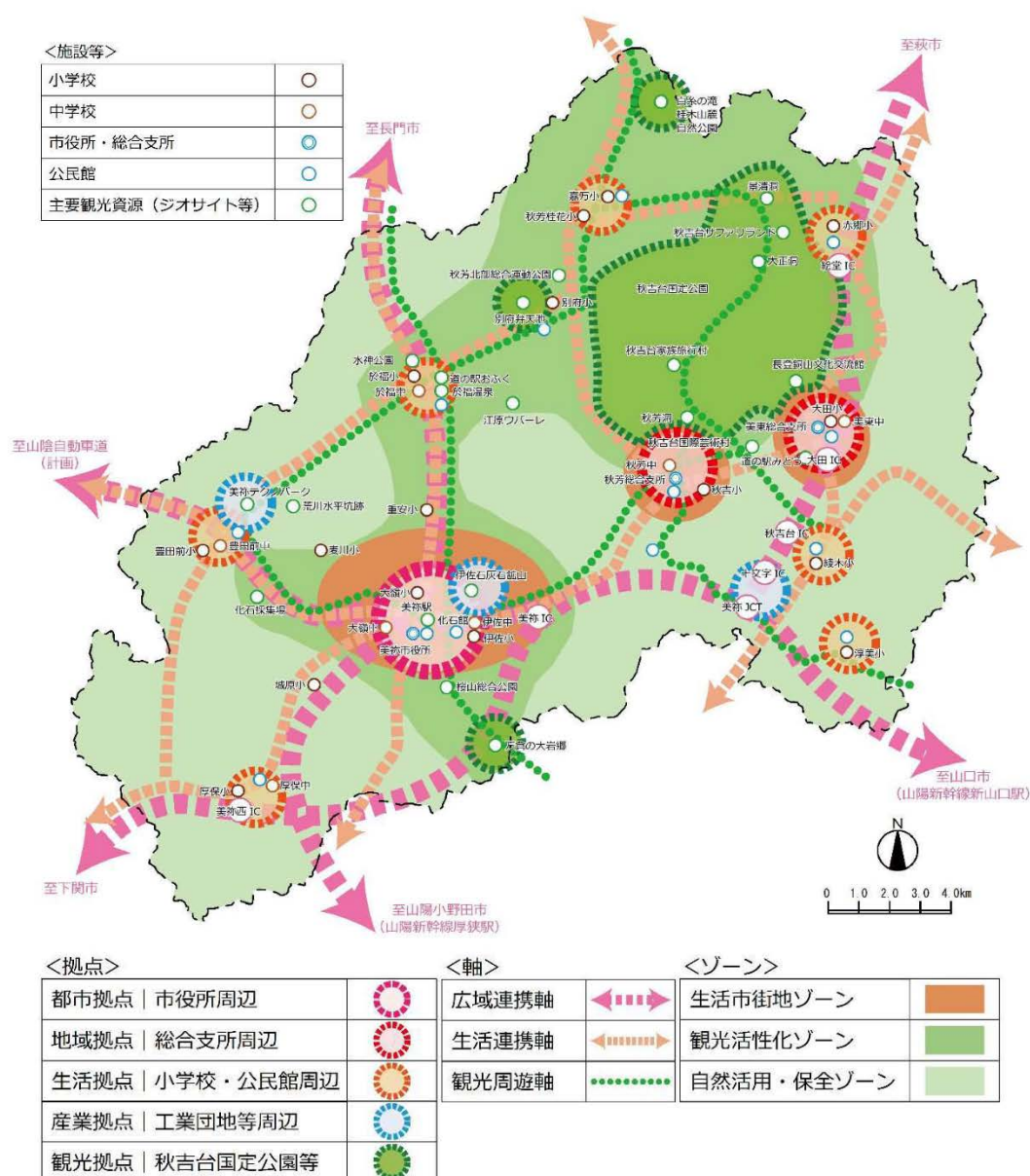
「しごと」の創生

3. 土地利用構想

(1) 将来都市構造

将来都市構造とは、「多極が連携した都市構造」を具体化する骨格と機能配置のあり方を示したものであり、今後の都市づくりを展開していくための基本的な枠組みとなるものです。将来都市構造は、市民の日常生活を維持し、多様な活動を支える「拠点」、広域的で多様な交流を支える「軸」、市街地・集落地と自然環境の共存を支える「ゾーン」の3つの要素で構成します。

本市の将来都市構造は、長期的な高齢化の進行等を念頭に置き、将来にわたって誰もが住みたいと思う、便利な都市機能が集約され、ネットワークされた「集約型都市構造」を目指します。



※1 平成30（2018）年3月に嘉万小学校と別府小学校が閉校予定（平成30（2018）年4月に秋芳桂花小学校が開校予定）

※2 平成31（2019）年3月に豊田中学校閉校予定

図：将来都市構造図（資料：美祢市都市計画マスタープラン（平成30年1月））

(2) 拠点の構成

市民の日常生活を維持し、多様な都市活動を支えるため、既存の都市機能、都市施設等の集積を活かしながら、役割に応じた都市機能の誘導を図る拠点を形成します。

都市拠点（市役所周辺）

隣接市等との広域的な連携・補完関係の構築も考慮しながら、本市全域における市民の日常生活と多様な都市・地域活動を支えるため、商業、居住、行政等の中核的な機能が集積し、公共交通等の利便性に優れた拠点として、市役所周辺を「都市拠点」に位置づけます。

地域拠点（総合支所周辺）

田園集落地において、身近な地域における日常生活と地域活動を支えるため、日常生活に不可欠な医療福祉、商業等のサービスを提供し、身近な地域のコミュニティを醸成する拠点として、総合支所周辺を「地域拠点」に位置づけます。

生活拠点（小学校・公民館周辺）

田園集落地において、豊かな田園景観や山林・河川など豊かな自然を身近に感じながら暮らすことのできる居住の場として、その生活環境を維持していくため、小学校や公民館の周辺を「生活拠点」と位置づけます。

産業拠点（工業団地等周辺）

本市における産業技術を牽引し、産業振興や就労確保を図るため、伊佐地区工業地帯や、曽根工業団地周辺、美祢テクノパーク、今後の新たな産業振興用地である十文字 IC 周辺を「産業拠点」に位置づけます。

観光拠点（秋吉台国定公園等）

広域観光交流と魅力ある環境づくりのため、本市のシンボルとなっている秋吉台国定公園をはじめ、本市全域に点在するジオサイト等の主要観光資源を「観光拠点」に位置づけます。

(3) 軸の構成

広域的で多様な交流の増進のため、各役割・機能分担に応じた都市軸を構成し、都市内外を機能的に結ぶ交通ネットワークを形成します。

広域連携軸

隣接市町との広域的な交流・物流や都市拠点間の連携等を強化する軸として、中国縦貫自動車道や地域高規格道路小郡萩道路等の広域高速道路網や、中国縦貫自動車道美祢ICから山陰自動車道(計画)に接続する国道435号、JR美祢線等を「広域連携軸」に位置づけます。

生活連携軸

市民の安全で安心できる暮らしを支えるとともに、日常生活における各地域の連携を高める軸として、国道、主要地方道、バス路線等、生活に不可欠な路線を「生活連携軸」に位置づけます。

観光周遊軸

本市全域に点在するジオサイト等の主要観光資源の保全・活用を図るとともに、広域的な観光周遊を促進するため、主要観光資源を結ぶ軸を「観光周遊軸」に位置づけます。

(4) ゾーンの構成

市街地・集落地と自然環境の共存を支えるため、都市的エリアと自然的エリアの棲み分けを保持し、「生活市街地ゾーン」、「観光活性化ゾーン」、「自然活用・保全ゾーン」を設定し、それぞれの位置づけに応じた人口密度の維持や環境の保全・形成を図ります。

生活市街地ゾーン

市役所を中心に、便利で快適な市民生活を支える市街地を形成し、居住地を加え、商業・業務・産業等の機能が集積するエリアを「生活市街地ゾーン」に位置づけます。

観光活性化ゾーン

カルスト台地をはじめとする観光立市を支える本市の特徴的な観光資源が集積するエリアを「観光活性化ゾーン」に位置づけます。

自然活用・保全ゾーン

地球環境への負荷を軽減できるように、環境を保全していくとともに、農業・林業、鉱業等の産業振興につなげるために、山林、農地等の資源を活用するエリアを「自然活用・保全ゾーン」に位置づけます。